

別表3 文書指摘とされた事案の概要

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要
法人	1-3-(1) 評議員・評議員会 (選任)	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない場合	(評議員の選任手続の不適正) 評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任するため、選任の手続において、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要であるが、この説明がなされていない事案がみられた。
法人	1-6-(1) 理事会 (審議状況)	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	理事会の決議を要する事項について決議が行われていない場合	(理事会決議の欠缺) 理事長等の理事に委任されていない法人の業務執行の決定については、理事会の決議によることを要するが、理事長に委任されていない業務委託契約の決定について、理事会の決議によらず、理事長が決定している事案がみられた。
法人	1-6-(1) 理事会 (審議状況)	3 理事への権限の委任は適切に行われているか。	理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合	(理事に委任する権限の範囲に係る定めの不適正) 職員の任免について、理事会は、重要な役割を担う職員の選任及び解任を除くほか、職員の選任及び解任の決定を理事長に委任することができるが、委任する権限の内容を明確に決定しておかなければならないところ、理事長に委任されている権限の範囲が明確に定められていない事案が見られた。
法人	1-6-(3) 債権債務の状況	1 借入は、適正に行われているか。	多額の借財 (専決規程等がない場合は全ての借財) について理事会の決議を受けた上で行われていない場合	(理事会決議の欠缺) 理事長に委任されていない法人の借入の決定については、理事会の決議によることを要するが、理事長に委任されていない借入の決定について、理事会の決議によらず、理事長が決定している事案がみられた。
法人	1-8-(1) 評議員等の報酬 (報酬)	2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない場合	(理事の報酬等の額の定めの不適正) 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならないが、理事の報酬等の額につき、定款にその額を定めていない場合において、評議員会の決議により定めていない事案がみられた。
法人	1-8-(1) 評議員等の報酬 (報酬)	3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない場合	(監事の報酬等の額の定めの不適正) 監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならないが、監事の報酬等の額につき、定款にその額を定めていない場合において、評議員会の決議により定めていない事案がみられた。
会計	3-3-(2) 規程・体制	1 経理規程を制定しているか。	経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合	(契約書の不作成) 経理規程に、「契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない。」と定めているところ、別に定める契約書の作成を省略することができる場合に該当しない場合において、契約書を作成していない事案がみられた。

別表3 文書指摘とされた事案の概要

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要
会計	3-3-(3) 会計処理	2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	I 法人運営（総論）に示される指摘基準（通知違反及び経理規程違反）	（寄附金の受入に係る手続きの不履行） 寄附金及び寄附物品を収受した場合には、寄附者から寄附申込書を受け、寄附申込書を、寄附金領収書（控）とともに保管する一方、別途作成する寄附金品台帳に記録し、寄附申込書、寄附金領収書（控）及び寄附金品台帳の記録を全て対応させなければならないが、計算書類に寄附金として計上した寄附金の受入について、寄附申込書及び寄附金領収書（控）を保管していないほか、寄附金品台帳にも記載していない事案がみられた。 また、この法人は、経理規程に、「寄附金品を受入れた場合には、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして理事長の承認を受けなければならない。」と定めるところ、計算書類に寄附金として計上した寄附金について、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして理事長の承認を受けたことを明らかにする書類を保管していなかった。
会計	3-3-(5) 附属明細書等	1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。	把握された注記すべき事項が注記されていない場合	（基本金の取崩に係る注記の不記載） 基本金の取崩を行った場合には、計算書類に、法人全体について及び拠点区分ごとにその旨、その理由及び金額を注記しなければならないが、基本金の取崩を行っているにもかかわらず、法人全体について及び当該拠点区分にその旨、その理由及び金額を注記していない事案がみられた。

凡例)

I 法人運営（総論）に示される指摘基準：

- 法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程（以下「内部規程等」という。）に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監査人による会計監査等が定められている。
- 指導監査を行うに当たっては、そのような牽制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認するため、ガイドラインに定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して行う指導については、次のとおりとする。
 - ・ ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。
 - ・ 上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合は、文書指摘によることができること。